

会 議 録

会議の名称	第 1 0 期令和 8 年 5 月期 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和 8 年 5 月 2 1 日（木） 午後 6 時 0 0 分から午後 8 時 0 0 分まで
開催場所	前原暫定 A 会議室
出席者	【委員】 （会場参加） 浅野貴博委員（会長）、荒木浩委員（副会長）、戸田重央委員、藤田亜希子委員、村松広美委員、村澤トキイ委員、金塚恵美子委員、久野紀子委員、市川由紀委員、秋山理絵子委員、横井純子委員、五味渕裕子委員、西尾崇委員、小根澤裕子委員、日下部綾委員、山本能理雄委員 （WEB 参加）塚口敏彦委員、長岡好委員 （欠席）近江屋哉子委員、尾島聖子委員、 【事務局】 自立生活支援課長 自立生活支援課障害福祉係長 自立生活支援課相談支援係長 小金井市障害者地域自立生活支援センター
会議内容	第 1 0 期小金井市地域自立支援協議会（第 1 回）会議録（令和 8 年 5 月 2 1 日開催） 会議録のとおり

(事務局)

定刻になりましたので、会議を始めます。

私は4月から自立生活支援課長を拝命いたしました磯端と申します。

会長が本日決まるまでの間、進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

では、開会前に3点確認していただくことがございます。

まず1点目は会議の公開についてです。

小金井市地域自立支援協議会設置要綱第8条に、「協議会、委員会および部会の会議は公開とする。ただし、公開することが協議会等の運営に支障があると認められるときは、協議会等に諮って、非公開とすることができる。」との規定がございますので原則として公開となります。

2点目は傍聴人の意見表明についてです。

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領の第8条に、「傍聴人の守るべき事項が規定されておりまして、この中に会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。」とございます。

一方で本市におきましては市民参加を推進するため、傍聴者のご意見も可能な限り取入れるよう全庁的に取り組んでいるところでございます。

そのため、傍聴人席に意見記入用紙を置きまして、意見がありましたらそちらに記入いただき、良い意見があれば参考にしたいと考えております。

3点目ですが、会議録の記録用の公開及び記録用の録音についてです。

小金井市市民参加条例第7条第1号に基づき、会議録は公開とさせていただきます。また、会議録の策定に当たりましては正確を期すため録音をさせていただきますのでご了承をいただきたいと思います。

なお、会議録は作成後、委員の皆様へ送付をさせていただきますので目をとおして内容を確認していただきまして、内容の修正等がございましたら、直接事務局に、お申し出いただきますようお願い申し上げます。

その確認をした後に、会議録の公開をしていきたいと考えております。

確認事項は以上です。

それではただいまから第10期小金井市地域自立支援協議会第1回全体会を開催させていただきます。

初めに本来でしたら、小金井市長の白井より挨拶をさせていただくところですが、公務の関係で本日は出席が叶わないため、副市長の古橋より代読をさせていただきます。

(副市長)

お忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

小金井市副市長の古橋と申します。

本来であれば、今申し上げましたように市長の白井が出席してご挨拶を申し上げるべきところでございますが、公務の関係で出席は叶いませんので、市長から預かってまいりました挨拶文を代読いたします。

「日頃より、本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、この度は小金井市地域自立支援協議会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼申し上げます。

皆様ご承知のとおり、この協議会は、「障害者・障害児の地域生活を支えるため障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」いわゆる障害者総合支援法第89条の3の規定に基づきまして、関係機関による体制の整備を図るために設置しているものでございます。

本市におきましては、平成19年度に設置され、平成20年1月30日に第1回協議会が開催されました。

それから18年余りが経過、1期2年、第9期までが終了し、本日お集まりの皆様が、第10期目の委員とされます。

皆様の前任である第9期の委員の皆様には、令和6年3月に策定した、小金井市障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画に基づいて実施される様々な施策について進捗状況の確認にご協力いただいていたところです。

皆様には第10期において、この計画の後継である第8期障害福祉計画第4期障害児福祉計画の策定について協議をいただきたく存じます。

また、本協議会の発議を基に制定され、平成30年10月1日に施行した障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例については、第9期の委員の皆様には、同条例の施行状況や、国等の障害者施策の動向を踏まえた検討にもご協力をいただきました。

この見直しは、令和9年度の施行を目指し引き続き第10期の委員の皆様にも協議を継続していただきたいと存じます。

皆様には、これらの他にも、関係機関等によるネットワークの構築、計画に基づく施策の検討など様々なことにご協力ご尽力をいただくことになるとと思いますが、ぜひ活発なご協議をいただき、今後も本市の障害福祉行政にお力添えをいただくことをお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。

それでは、会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日机上に配布しておりますのは、

第1回小金井市地域自立支援協議会第10期の「次第」

資料1 「小金井市地域自立支援協議会設置要綱」

資料2 「小金井市地域自立支援協議会第10期委員名簿」

資料3 「小金井市地域自立支援協議会実績報告書 第9期（令和6年度～令和7年度）」

資料4 「令和8年度小金井市地域自立支援協議会開催予定」

資料5 「関係会議等について」

資料6 「第6期小金井市障害福祉計画」

資料7 「第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の進捗状況について」

資料8 「計画期間の概要」

資料9 「計画策定スケジュール（案）」

資料10 「計画協議内容案」

資料11 「小金井市障害者交通手当の申請についてのお知らせ」

あと、承諾書と口座振替の依頼書がお手元にあるかと思います。

配布物は以上でございますが、不足している資料がございましたら事務局にお知らせいただければと思います。

なお、本日机前にお配りしております承諾書と口座振り込み依頼書につきましては、お帰りの際に、事務局にご提出をいただければと存じます。

よろしくお願いいたします。

それでは、次第3「委嘱状の交付」を行わせていただきます。

順にお席を回らせていただきますので、委嘱状を受け取りの際は、お手数ですが、可能な方はご起立をしていただけますと幸いです。

なお、副市長の古橋につきましては、他の公務のため、委嘱状の交付が終わりましたら、退席させていただきますのでご了承くださいますようよろしくお願いいたします。

また、本日オンラインで参加の委員の方の委嘱状につきましては、後日事務局から送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは副市長お願いします。

（副市長）

委嘱状、●●様、地域自立支援協議会委員を委嘱する。期間令和8年5月1日から令和10年4月30日まで。令和8年5月1日小金井市長白井亨。

（以下、出席各委員に委嘱状を交付）

（事務局）

本日ご欠席の方には後日委嘱状を送付させていただきます。

それでは副市長についてはここで退席をさせていただきます。

（副市長）

よろしくお願いします。

(事務局)

続きまして次第の4、「委員・事務局の自己紹介」でございます。

本日、尾島委員、近江屋委員から欠席の連絡が入っておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、戸田委員より時計回りで自己紹介をお願いいたします。

(委員)

初めまして、公募市民の戸田と申します。普段は、民間の障がい者支援の総合サービスを手がける企業に勤めるサラリーマンです。あと、第9期地域自立支援協議会へ参加しておりまして2期目となります。

どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

社会福祉法人小金井さくら会ゆめ工房に勤めています藤田と申します。

今回こういった会議に来るのも初めてですので、皆さんからいろいろ学びたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

小金井の精神障害者家族会から参りました村松です。よろしくお願いいたしますします。前期から続く2期目となります。前は本当にいろんなことがよくわからなまま来てしまいましたので、今期はもうちょっと皆さんの話がわかるというなと思っています。よろしくお願いいたします。

(委員)

資料は就労生活支援センターになっていますが、就業です。障害者就業・生活支援センター「オープナー」の荒木と申します。前期9期から引き続き参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

(委員)

民生児童委員を務めております村澤です。今回は地域自立支援協議会ということについて深く見せていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

地域生活支援センターそらの金塚と申します。私は計画相談の方もやっております。前期から2期目になります。よろしくお願いいたします。

(委員)

小金井にし地域包括支援センターと申しまして、高齢分野の相談窓口の管理者やっております久野と申します。

実はこの協議会、平成24年とか25年に委員として参加させていただきましたが、10年の間に法律も変わり、いろいろ制度も変わっているかと思ひますの

で、本当にわからないと思いますが皆様と一緒にいいものが作れたらいいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

学校法人さくら学園ぬくい南幼稚園の園長を務めております市川と申します。よろしくお願いいたします。こういった場は初めてなもので、わからないことばかりではありますけれども、皆さんにいろいろ教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

らく福祉会相談支援事業所の秋山と申します。
らく福祉会小金井市で30年ほど、精神障がい者の方々の支援を地域で行ってきた法人で、私はその中の相談支援事業ということで、計画相談と地域移行とって長期入院者の方々の退院支援を事業として行っている事業所に所属しております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

多摩府中保健所の横井と申します。
小金井市の協議会は1期目になりますが、他市の協議会には参加させていただいていますので、皆さんに協力しながら良いものを作り上げられたらと思っています。よろしくお願いいたします。

(委員)

福祉法人聖ヨハネ会ふらっとヨハネの相談員の五味渕と申します。
前職では事務局として、携わらせていただいておりますが、委員としては初めての参加になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

小金井市教育委員会指導室の西尾といいます。小中学校の特別支援教育の担当しております。よろしくお願いいたします。

(委員)

あしすとさくらという相談支援事業所で相談をしています小根澤といいます。
前々期8期の協議会の委員をさせていただきました。昨期は傍聴をさせていただきましたが、今回また委員に復帰しました。
どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

小金井市精神保健福祉施設連絡会から参りました日下部と申します。
普段は緑町の方でグループホームの経営をしております。まだ小金井に来て慣れないところが多いので皆様いろいろ教えていただけると助かります。
よろしくお願いいたします。

(委員)

「高次脳機能障害者小金井友の会（いちごえ会）」の山本です。私どもの家族会は2012年に始まって、こちらの自立生活支援課さんや、それから障害者福祉センターさんをはじめ関係する事業所や機関には、大変長いお付き合いをいただいております。そして今回、高次脳機能障害者支援法が4月から施行されました。そういうタイミングから委員として参加することになりました。こちらの協議会や市長へ、前期に要望書を提出して審議、検討もしていただいた経緯もございます。

事故での後遺症や脳溢血などから高次脳機能障がいとなる方も多く、これは中途障がいということになります。障がいという点では、いろいろな障がい種別と同じですが、適切なりハビリテーションと治療を併用しますと必ず改善する障がいです。私どもの家族会にはそういう段階を経て社会復帰し、元気に活動することができている当事者の方が何人もおられます。

私としては、今回、参加されている皆さまのお立場や、関わっておられることについて理解を深め、市民の方にも語りかけをしていきたい。そして関係諸機関にも働きかけていきたいと考えております。

長くなりましたが、前期から「支援施設検討部会」が設けられて大変熱心な議論がなされています。浅野先生が部会長をされておりますけれども、それがだいぶ進んでおります。

これをユニークなものとして、小金井市では不足している施設ということできさらに推進する。それについて障がい者の方の自立支援という観点から少しお手伝いできればと考えております。よろしくお願いします。

（委員）

第9期から、引き続き、自立支援協議会の委員を務めさせていただきます武蔵野大学の浅野といいます。

この3月までは三鷹市にあるルーテル学院大学という本当に小さな大学で10年勤めまして、この4月から武蔵野大学に移りました。やはりところ変わればいろいろシステムなどの勝手が違うので、慣れておらず、武蔵野大学の浅野というのもまだ違和感がある感じです。徐々に慣れていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

（事務局）

本日、オンラインで塚口委員、長岡委員出席をされておりますので順番に自己紹介の方をお願いしたいと思います、よろしくお願いします。

（委員）

小金井市商工会から参りました塚口と申します。2期目となります。

よろしくお願いします。

（委員）

小金井市民間保育園長会の代表として2期目となります。
こむぎ保育園の園長の長岡です。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

委員の自己紹介を終了させていただきます。

なお、こちらの委員名簿の一番下に記載されております、小池委員につきましては、資料1として配付しております設置要綱の第4条第2項第12号に掲げる委員で同条第4項に規定しているとおり、差別解消委員会に限り出席する委員となっておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして事務局の紹介をさせていただきます。

事務局につきましては福祉保健部自立生活支援課が担当させていただきます。

では、まず初めに、先ほども申し上げましたが私が自立生活支援課長の磯端でございます。

私この3月まで、自立生活支援課の隣、介護福祉課で高齢福祉担当課長をしておりました。自立生活支援課ともこれまでも連携して仕事をしてまいりましたので、引き続きよろしくお願いいたします。

(事務局)

私は障害福祉係長の森谷と申します。

昨年の4月から着任いたしましてこれまでも1年間自立支援協議会を担当させていただきます。本年もまた引き続きよろしくお願いいたします。

(事務局)

自立生活支援課相談支援係長の小池と申します。

相談支援係長今年で5年目となりますが今年度も一生懸命頑張って参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(事務局)

よろしくお願いいたします。

なお各専門部会の開催にあたりましては、主任職以上の職員を中心に1部会1名から2名の職員体制で対応させていただきますので、専門部会もよろしくお願いいたします。

また地域自立支援協議会の運営につきましては小金井市障害者地域自立生活支援センターに委託を行っておりますので、事務局担当の職員を紹介させていただきます。

よろしくお願いいたします。

(支援センター職員)

よろしくお願いいたします。

(事務局)

以上で事務局職員の紹介を終わります。それでは次に進ませていただきたいと思います。

思います。次第の5、会長副会長の互選を行います。
まず会長の互選についてです。会長の選出につきましては、資料1として配布しております。設置要綱第5条第1項の規定にあります通り、委員の互選により定めることとなっております。推薦立候補等ご意見をお願いしたいと思います。

(委員)

はい。

(事務局)

委員、お願いします。

(委員)

前期、本協議会で専門部会長を務められて、福祉全般について精通されており、福祉を専門とする大学で教鞭をとられるなど学識と経験が豊富な浅野委員を推薦いたします。

(事務局)

ただいま委員より浅野委員を会長にとのお声がございましたが、ご異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。浅野委員はお引き受けいただけますでしょうか。

(委員)

はい。よろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。

それでは会長につきましては、浅野委員に決定をいたしました。

ここで進行を浅野会長に交代させていただきたいと思います。

浅野会長申し訳ございませんが、席を移動していただき、ご挨拶をお願いします。

(会長)

ただいまの会長に推薦いただきまして、この10期の会長を引き受けさせていただきますことになりました武蔵野大学の浅野といいます。

どうぞよろしくお願いいたします。

推薦いただいた委員から「学識、経験が豊富な」というご紹介をいただきましたけれども恐れ多く、皆さんそれぞれの事業者であったり、関係者の方であったり、障がい当事者団体の方であったり、皆さんそれぞれのお立場から、私よりも様々なご経験と知識がある委員の方の協議会としてありますから、副市長から冒頭にこの自立支援協議会の目的がありましたけれども、私の役目としてはこの全体会と、後ほど議題にも上がっているように、いくつか部会が設置されますので、そこでの議論をそれぞれの委員の方が率直に自由闊達な議論ができるような場を皆さんとともに作る手助けができればと思っています。

小金井市の方、小金井市障害者地域自立生活支援センターの方々がバックアップしていただきますので、皆様のそれぞれのお力添えをいただきながら、ぜひこの10期地域自立支援協議会の役目を果たしていければと思います。

副会長についても決めなといけないので、副会長の互選についてです。

副会長につきまして自薦、他薦問わずどなたかいらっしゃいますでしょうか。委員をお願いします。

(委員)

小金井市の地域自立支援協議会を前期経験されており、国からの委託を受けて障害者就業生活支援センターの事業に従事されて、障がい者福祉の深い知見をお持ちの荒木委員を推薦したいと思います。

(会長)

推薦ありがとうございます。

ただいま委員より、荒木委員を副会長にということでお声がございましたけれども、ご異議はございませんでしょうか。

異議なしということに理解いたします。

それでは、荒木委員、副会長お引き受けいただけますでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

それでは副会長につきましては、荒木委員に決定したいと思います。

それでは荒木委員、こちらにご移動いただけますでしょうか。

(副会長)

障害者就業・生活支援センタオープナーの荒木と申します。

委員ありがとうございます。なかなか大役だなと思いながら、引き受けさせていたどうかと思っております。

自分のセンターの方のことも含めて、ご紹介させていただきます。

障害者就業・生活支援センターというセンターは、就業の、先ほど委員がおっしゃったような国からの委託を受けて活動しています。

小金井市で言うと小金井市の就労支援センターなど、市のサービスとして活動されている中で、うちの方のセンターは広域事業という形で、11市で活動させていただいております。

その中で全く皆さんの方との関わりがないというわけではなく、実は私自身も4年前まではもう相談支援専門員等をやっておりますして福祉関係のことは存じ上げておりますし、最近ですと先ほど高次脳のお話とかもされていたように、高次脳機能障がいの方の就労支援、最近では包括の方との繋がり、2号の被保険者の方との繋がりも出てきています。

就労という切り口ではありますが、大学生の方との繋がりもありますし、そういった意味では就労を切り口にいろいろな方と繋がりがりますので、ぜひお力添えができるとうがたいと思いますし、副会長ということで、浅野会長のサポートをできる限りやうていきたいといます。よろしくお願ひします。

(会長)

荒木委員ありがとうございます。

それでは、次第にあります6の議題に移りたいといます。

はじめに議題(1)の「会議録について」事務局からご説明お願ひします。

(事務局)

事務局でございます。

会議録につきましては市民参加条例施行規則第5条に、「会議録作成の基本方針」として、全文記録、発言者ごとの要点記録、会議内容の要点記録という3つの方法があり、各附属機関等に諮うて決めるということになっております。

また、市民参加条例施行規則第6条第1項には「会議録の記載事項」が記載されており、同条第2項には、「率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる」と規定されております。

第9期におきましては、発言者の内容ごとの要点記録の形をとり、率直な意見の交換等を行うために発言者名が特定されないよう記載を省略しておりました。特段のご意見がなければ、協議結果の記録の継続性を考慮し、前期同様、発言者名の記載を省略した形による発言者の内容ごとの要点記録を提案いたします。以上です。

(会長)

ありがとうございます。

ただいま事務局から会議録の作成方法として3案出されました。まず一つは全文記録で、二つ目は発言者の発言内容ごとの要点記録で三つ目としては会議内容の要点記録という選択肢ありますけれども事務局としては、発言者の内容ごとの要点記録を提案したいということですからけれども、どのような形でいきましょうか。みなさんご意見等があればお願ひいたします。

(委員)

前期と同様で宜しいのではないでしようか

(会長)

提案どおりということですね。他の方もよろしいですね。

では、特段ご意見がないようですので事務局から提案がありました通り、発言者の内容ごとの要点記録で、今期も引き続き会議録を作成する形ということによろしいでしようか。

ではそのように決定させていただきます。

続きまして議題(2)「第9期地域自立支援協議会からの引き継ぎ事項について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題(2)「第9期地域自立支援協議会からの引き継ぎ事項について」事務局から説明をいたします。

資料3の「実績報告書」をご覧ください。

こちら第9期における協議内容や実績について取りまとめたものでございます。報告書の10ページに、全体会の引き継ぎ事項、11ページに専門部会の引き継ぎ事項が記載されておりますので、お読み取りいただければと存じます。

第10期の協議事項に大きく関連する箇所といたしましてはまず、第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定がございました。

この後、改めてご説明をいたしますが、こちらの計画の内容がかなり大部となっておりますので、今期の委員の皆様におかれましては、今後の協議事項の大半がこの計画策定にかかるものになると想定しております。

また障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の更なる見直しおよびそれに関連した取組の検討については、条例の施行を令和9年4月に予定しているため、こちらについての進捗のご報告や内容についてのご意見を伺う機会も多くなっていくかと考えているところです。

各専門部会についても、第9期ではそれぞれの部会が別々にそれぞれのテーマに応じて協議をいただいておりますが、計画の策定に際しては、個別の目標項目に関連する各部会に割り振り、それぞれの目標値や内容についてご協議をいただいたうえで、その結果を集約して新しい計画を策定していくこととなります。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。

第9期から引き続いて委員をされている方はもう一緒に作って確認をしていることですが、今回初めての方はこれに全部目をとおしてというのは難しかったかもしれませんが確認したいことなどありましたらお願いします。

特によろしいですか。

では、特にご意見がないようですので、次の議題になります。

(3)「各委員の所属専門部会について」になります。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

資料1をご覧くださいと思います。

設置要綱第7条第1項に「協議会の下に、協議事項について具体的な調査および研究をするため、課題別の専門部会を設置することができる。」と規定されており、第9期では、相談支援部会、障害者支援施設検討部会、社会参加・就労支援部会の3部会を設置しておりました。

第9期では、それぞれ2時間程度の専門部会、その後に部会長のみ15分程度、情報共有のための合同部会又は全体会を行っていましたが、第10期についても開催方法は基本的に同じ方法で考えております。

言い回しがわかりにくくて大変申し訳ございません。2時間程度とは全体を通じて2時間程度ということで、2時間みっちりやった後にまたさらにということではございませんので、ご安心いただければと思います。設置する部会の数に特段の決まりはありませんが、現時点では会場を三つ程度しか確保できておりませんので、事務局としては三つ以内にさせていただけると幸いです。また、委員の人数の上限が21人であることから、各部会、同じ人数で構成することを考慮いたしますと、3の倍数になりますので3部会設置するのが妥当かと考えております。

何を課題とする部会を設置するかにつきましては、先ほどご説明いたしました第9期から引継事項として、いくつかの課題が引き続き協議が必要ということに残っていることもあり、基本的には第9期の体制をそのまま維持して参りたいと考えております。

また設置要綱の第7条第2項には、「専門部会は会長が指名する者をもって構成する。」と規定されており、同条第5項に「部会長は協議会の委員の中から会長が指名する。」と規定されております。

従いまして何を課題とする部会を設置するかということについて、協議の上決めていただいたのち、どなたをどの部会に配属をいただくのか、どなたを部会長にするかということにつきましては、委員の皆様の希望をある程度考慮させていただいたうえで、最終的には会長と事務局とで調整の上、決めさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございます。

何を課題とする部会を設置するかについては後ほど協議させていただきますけれども、まず部会の数については事務局から提案がありましたけれども、会場の設置の関係上、三部会でよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、引き続き三つということに決めさせていただきます。

続いて、部会についてですが市の意向としては、第9期からの体制を引き継いで、

相談支援部会、社会参加・就労支援部会、障害者支援施設検討部会の三つで、引き続き協議を行うということですが、ご意見や質問などありますか。

(委員)

おそらくこれはみな2年間ある程度のところまで協議を重ねていくことになると思っておりますが、その中で様々な展開があると思います。それから私は施設の方を希望するのですが、施設の中に相談という要素を組み込むというのは難しい、仕様のことも頭に入れると、施設を建設していくという計画の中に、相談機能や就労支援機能など、現在の構成から見ると横断的な様々な機能を併せて併設するというような仕様を組んでいくという展開もあるように思います。現時点では、計画がまだそこに至っていない状況なので、とりあえずはこの構成でよろしいかと思いますが、今後の展開を見ながら必要に応じて対応できればいいと思います。結論的には同じ3部会でいいと思います。

(会長)

貴重なご意見ありがとうございます。それぞれ3部会、メインに話す議題はありますが、それぞれ別々かっていうとそうではなく、今委員がおっしゃってくださった重なりはあります。この2年、第9期でもやっているわけですから、引き続き協議しないといけないこともいくつもありますし、今期でどこまでいけるかはわかりませんが、次の11期にどう引き継ぐか、今期でどこまで話が進むか含めて、3部会でいいのではないかという意見でした。

他にいかがでしょうか。

委員をお願いします。

(委員)

当事者の方の参加は、この名簿を見ると、資料2で欠員となっていますが、今日たまたまご欠席で、今後参加はされるのでしょうか。欠員のままでいくのでしょうか。

(事務局)

事務局です。

本来ですと市内の障がい者団体の方にお声がけをさせていただきまして、委員を選出していただくというような形をとってまいりましたが、今年度は対象の団体さんの方で、今のところ希望者がいらっしゃらないということになっております。

今どなたが出られるのか検討中であると伺っておりますが、会の中で話し合いがついて、委員の方を選出いただけるということであれば、その方に就任していただきますし、この会からは委員を出すことがないということであれば別の団体さんになります。今は会でご検討をいただいている結果をお待ちしているのですが、近日中にお返事をいただければそのような雰囲気がございますので、当事者の方

はこのまま欠員になるということは想定しておりません。

早ければ次回以降からご参加いただけるのではないかなと事務局としては考えております。以上です。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、引き続き、三つの専門部会ということでよろしいでしょうか。

では、引き続き、相談支援部会、社会参加・就労支援部会、障害者支援施設検討部会の三つの専門部会で10期も進めたいと思います。

どの委員がどの部会に入るかについては事務局と調整の上、案をお示しします。

(事務局)

部会については7月の専門部会までに各委員へお伝えします。

(会長)

今の時点でご希望があれば、伺っておきたいと思いますが、先ほど施設検討部会をご希望されるというお話も伺いましたが、それ以外の方でもご希望があればお願いします。

(委員)

前期は就労支援部会の方入っておりましたので、もし可能であれば引き続き出来ればと思います。よろしくお願いします。

(委員)

障害者支援施設検討部会でお願いしたいです。

(会長)

もし希望があれば伺っておくと事務局が助かと思います。どこでもいいということでも構いません。

(委員)

では私は前回と同じように就労支援ということでお願いします。

(委員)

私は、事務局に一任いたします。

(委員)

前回と一緒の相談支援部会を希望します。

(委員)

包括なので昨年度もみなみ包括から相談支援部会に参加されていたと思うので、引き続き相談支援部会を希望させていただきます。

(委員)

事務局に一任いたします。

(委員)

相談支援部会をお願いします。

(委員)

どこでも大丈夫です。

(委員)

すごく悩んでいます。会長と同じ部会でというのは駄目ですか。

会長が入所施設をやるのであれば一緒にできるかと思いますが相談員なので、入所施設ができるか不安はございます。

会長と同じ部会をお願いいたします。

(会長)

私がどの部会になるかは最終的には事務局のご意向もあると思いますが、ご希望として承ります。

(委員)

私は特に希望はありません。事務局の方に一任します。

(委員)

同じく事務局の方に一任いたします。宜しくをお願いいたします。

(委員)

事業者としては、就労支援分野に特化していない部分がございますので、施設検討部会か相談支援部会をお願いできればと思います。精神保健福祉連絡会に参加されている施設さんは就労施設が多いので、所属と自身の法人と噛み合う部分で、どこでも大丈夫ですが相談と施設が希望です。

(会長)

オンライン参加の委員はいかがでしょうか。

(委員)

事務局に一任させていただきます。

(委員)

前期から引き続きをお願いいたします。

(副会長)

私は社会参加・就労支援部会をお願いします。

(会長)

私もよければ施設検討部会で希望出してください。

希望どおりになるかわかりませんが、事務局と調整の上お示したいと思います。続きまして議題(4)になります。

「差別解消委員会の委員について」です。

事務局からお願いします。

(事務局)

差別解消委員会は小金井市地域自立支援協議会設置要綱第3条第6号に掲げる

事項、障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関することについて協議するものです。

今期については第9期に着手していた障害のある人もない人も共に学び共に生きる小金井市条例の見直し作業について、引き続き見直しの検討として、おそらく8月前後になると思いますが、そこで1回、さらに、年度末の特定相談に係るご報告の場として1回、計2回の開催を今のところ予定しておりますが、特定相談の事例や経過によって会長が随時委員会の招集を行うこともございます。

通年設置要綱第6条の2に基づき、委員の中から会長が指名した者、参加をご希望なられた方ということですが、それにより構成され、第9期では各部会の部会長である3名の委員に加え、参加をご希望された荒木委員と東京3弁護士会多摩支部からご推薦いただきました弁護士の小池良先生に委員としてご参加いただいております。

本日はこの委員会について現時点で参加を希望される委員がいらっしゃるかどうかについて伺いたいと思います。

事務局から説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。

差別解消委員会をやりたい方はいらっしゃいますか。

もしくは何かご質問などございますか。

(特になし)

特にいらっしゃらないようですので、ここまでの経過を踏まえて、実際の委員の構成等については、改めて私と事務局と協議をして決めさせていただきます。

続きまして議題(5)になります。

「市関係審議会等への委員推薦について」です。

事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料5をご覧ください。1枚紙のA4の紙です。

市の審議会の中には障がい当事者や障がい福祉関係者等の意見を反映させるため、自立支援協議会委員等の中からさらに委員の推薦を求めるものがあります。二つの審議会について、委員の選定を依頼されましたので、お諮りするものでございます。

一つは、交通対策課で所管しております、地域公共交通活性化協議会でございます。これは地域公共交通計画の作成および実施に関し必要な協議を行うとともに、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議を行う機関で、これまでの実績ですと概ね年に3回平日の日中時間帯に開催されております。

委員報酬は1万円で任期は令和9年3月31日まででございます。

枠としては、第9期の委員を務められておりました山本委員の後任ということになります。

続きまして、地域福祉課で所管をしております小金井市地域福祉推進委員会でございます。

こちらは地域福祉計画の策定や変更および推進を図るという目的で実施されております。

こちらもこれまでの実績でございますと概ね年に3回これまで日中の時間帯で実施をしていたということですが、今年度は水曜日の夜間の実施を予定しているということでございます。委員の報酬については同じく1万円で、任期は令和11年3月18日までです。

秋山委員につきましてはNPO代表として就任されているということですので、重ねての推薦は出来ません。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

今ご説明いただきましたけれども、一つ目は地域公共交通活性化協議会の委員ですけれども、ぜひやりたいという委員の方はいらっしゃいますか。

委員が手を挙げてくださいました。

ありがとうございます。

では、地域福祉推進委員会は任期が令和11年3月18日までの3年間です。

やりたい方はいらっしゃいますか。

秋山委員が既に委員をされておりますが何か一言こんなことやっているなどございますか。

(委員)

最近、福祉推進委員会は、重層の話や今、出てきているのは成年後見制度が今年度大きく変わるということで、小金井市では今、社協が中心でやっているものに対しての参加されている方の専門性に限らず市民の方も参加いただいておりますし、医師会の方やいろいろな方が参加をして、その地域の障がい者に限らず、いろいろな方のお困りごとについて地域の中でどう解決していけるのかというような幅広い課題について議論をする場所という印象を持っています。

ちなみに水曜日夜間と書いてありますが、第1回の会議の日程調整が来ていて、月曜日と火曜日が候補日に挙がっていたように思います。

18時からか19時からという調整で伺っております。

(会長)

今の説明聞かれて、ぜひ参加してみたいという方はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないようなので、後ほど個別に事務局からお声がけされるということなので、その場合には、前向きにご検討いただければと思います。

地域公共交通活性化協議会は委員が受けてくださって、今お話ししました地域福祉推進委員会は後日、事務局から個別にお声がけしたいと思います。

議題(6)「その他」になります。事務局からなにかございますか。

(事務局)

特にございません。

(会長)

皆様から何かございますか。

ございませんか。

では次に進みたいと思います。議題7の「報告事項」です。

(1)「第7期障害福祉計画の進捗状況について」です。

では事務局からご説明をよろしくお願いします。

(事務局)

第3期保健福祉総合計画では令和6年度から令和11年度までを対象期間とする障害者計画が策定されています。

この6年間の計画を実現するために前半の3年間と後半の3年間を分け、それぞれ必要なサービスの量や内容を計画することが、障害福祉計画、障害児福祉計画でございます。

令和6年度から令和8年度までの3年間につきましては、第3期保健福祉総合計画の中で策定された第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画で、その内容を計画しておりましたが、今期の自立支援協議会では令和9年度から令和11年度を対象期間とします第8期小金井市障害福祉計画、第4期障害児福祉計画について協議をいただく予定でございます。

お配りしております資料6「第6期小金井市障害福祉計画」をご覧ください。

これは前回の第7期障害福祉計画は、今申し上げたように保健福祉総合計画と同じタイミングで作成をされておりますため、体裁としては今回の計画とは違い大部の計画になってしまいます。

この第6期はさらに一つ前の計画でございまして、障害福祉計画と障害児福祉計画の部分だけを冊子にまとめたもので、イメージとしては前々回のこちらの冊子のイメージに近い、こちらのようない計画をこれから作成するのだというイメージを持っていただければということで、お配りしたものでございます。

それに先立ちまして今年度までを対象期間とする第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の進捗状況についてご報告を申し上げます。

こちらにつきましては資料7をご覧くださいと思います。

第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画では基本理念として障害のある人もない人もそれぞれが尊厳ある1人の小金井市民として自立し、住み慣れた地域でともに支え合いながら安心して暮らしていける共生都市小金井の実現を掲

げ、市民1人1人の理解と交流を育む意識作り、障害のある人の社会参加や就労に向けた自立の基盤作り、障害のある人が安心して暮らしていくための仕組み作り誰もが気持ちよくともに暮らせる環境作りの四つの基本目標に向けて必要なサービスや施策の内容を計画に落とし込んできたところです。

事務局では、前年度までの目標の達成状況について、関係する各課等に照会をいたしまして、その数値上の成果と自己評価について確認をしております。

こちらの資料7は令和7年度に調査を行い、令和6年度の進捗状況について各課から回答された内容を集計したものでございます。

一部実績の数値が精査中となっておりますが、9割以上の本項目で実績数値を確認しております。

そのうち自己評価の内容ですが、全部目標を117項目のうち、A評価が47%、B評価が45%などとなっております進捗としては90%以上が概ね順調というところかと思えます。

進捗が振るわない項目についてですが、市の窓口における筆談に関する研修については進捗評価が未実施を表すD、公営住宅の建て替えに伴うバリアフリー化の進捗評価も同じくDとなっております。

筆談に関する研修については自立生活支援課が担当課となっておりますが、手話通訳者の設置に加え、タブレット端末での手話通訳も同時に実施していることからより重要度の高い施策を優先した結果、実施にまで現状では及んでいないところでございます。

また、公営住宅については、まちづくり推進課が担当しているところですが、こちらの施策は建て替えのタイミングで公営住宅をバリアフリーに建て直す、バリアフリー住宅を建設するという目標ですが、建替え自体、今のところないため未実施になってございます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

ありがとうございます。

今のご報告について皆様から何かご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

お時間を取りますので目を通していただければと思います。

(委員)

11ページにあります、高次脳機能障害への対応という所、相談件数が204人と前年度含め相談をしている人が相当数いると。また、次のページの発達障害や高次脳機能障害に関しての項目についてなのですが、ここに書いてあるのは、非常に重要な内容で、「手帳を保持しているか否かにかかわらず、障害者総合支援法に基づく給付の対象となり、支援を必要とする方に対し、必要なサービスを提

供します。」ということで、その対応を進めていただいているということです。この項目について、進捗状況を評価A、Bとなっておりますけれども今後も頑張っていたきたいと思います。

(事務局)

今触れていただきました評価の方法についてですが、Aというふうに書かれているものがほぼ事業内容を達成したというところでございます。計画を立てたときに、この目標についてどのような方向性で進めていくかを定めますが、例えば今ご指摘をいただきました11ページの高次脳機能障害への対応というところでは小金井市障害者地域自立生活支援センターの相談件数を一つの指標としていくということと、策定時の方向性としては、もう既に実施されているものを今後も絶やさず続けていくことが一つ目標になっておりまして、令和5年度の事業実績が103に対して6年度については2倍近いご相談を承ったということなので事業内容についても継続をもちろんさせていただいてございますし、さらに相談件数も大きくなってきているところにもきちんと対応できているというところで認識をしているところでございます。

次のページのご指摘いただきましたところでBとなっておりますのは、改善検討を要する点があるが事業内容をある程度達成したというところでございます。こちらも方向性としては継続ということでございますが、内容が講演会や研修とかというものですので、その都度参加者の方からアンケート等をとらせていただきまして、改善点等があれば次の回の講演会や研修をより良いものにしていくというので、今後の更なる改善に活かせると思います。

(会長)

ありがとうございます。

ご質問、ご意見はございますか。

次の報告事項に進みたいと思います。報告事項7(2)「第8期障害福祉計画の策定スケジュールについて」です。

事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

資料8をご覧くださいければと思います。

こちらは今回策定する計画の対象期間についてイメージを図にしたものでございます。

まず第8期障害福祉計画ですが、対象となる年度は令和9年度から令和11年度までの3年間でございます。

ついては令和8年度中には計画そのものを完成させ、市議会にご報告を行う必要がございます。市議会のご報告は令和9年3月の会期を予定しております。

次に資料9をご覧くださいければと思います。

こちらは今年度の作業内容についてスケジュールの案を図にしたものでございます。

先ほど議会の関係のスケジュールから逆算いたしますとそれに先立つ12月頃までには策定した原案をパブリックコメントに付する必要がありますので、そこからさらに逆算し11月の第3回全体会では原案を確定する必要があります。

今後協議会の開催予定としては本日を除きますと、7月に専門部会が1回、9月と11月に先に専門部会を行いまして、その後の全体会がそれぞれ2回、期間としては、3回分ということになりますのでタイトなものになっております。

委員の皆様におかれましてはよろしくご協力のほど申し上げます。

次に資料10をご覧ください。

こちらは各協議会の期日に実施する内容についてご説明をしたものでございます。

協議会期日は第6期の計画を策定がされた際の会議を参考に各期日で実施された内容を、日付ごとに落とし込んだものでございます。

協議会の回数については、以前策定した際と同じ回数を予定しております。

本日の全体会終了後、先ほどお伺いいたしました皆様方のご希望も踏まえた上で各委員の部会への割り振りを後日発表させていただきます。併せて7月の専門部会までに各部会でご検討いただく目標項目についての割り振りと事務局で作成いたしました原案をお伝えいたしますので、7月以降の3回の改訂内容についてご協議をお願いするものでございます。

事務局からは以上です。

(会長)

ありがとうございました。

今ご説明していただいた件について、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

(事務局)

事務局です。

大変失礼いたしました。こちらの計画期間の概要の図ですけれども、年度が1年度ずれておりまして、始まりは6年度からで第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画は6、7、8年度になります。

大変申し訳ございません。

令和8年度、今の年度はこの第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画策定の最後の年度にあたります。

その間も同じ障害者計画のもとに、施策を進めていくわけですがけれども、その具体的な必要なサービスの量や、こういった目標が必要になってくるのか3年ごとに新しいものを策定しているところでございます。

令和 8 年度で、現在の計画の期間が終了いたしますので、これから令和 9 年度からの 3 年間の規定する計画を今年度策定して、来年の 4 月から新しい計画をもとに施策が進んでいくというイメージでございます。

(会長)

ありがとうございます。細かいところまでチェックしていただいて。

他の方からご質問でもご意見あればお願いします。オンラインでご参加のお 2 人からあればお願いします。大丈夫でしょうか。

(委員)

先ほど、引継事項というところでご説明をいただいたかと思うのですが、資料 3 の各部会で継続して検討するところが引き継がれていたと思ったのですが、計画作成は各専門部会でもしていくということでしょうか。そうすると計画策定プラスこの検討事項も併せて行う形の理解でいいのでしょうか。

おそらく昨年度アンケート調査等されているかと思いますが、その説明はこの部会中に改めてしていただけますか。

(事務局)

事務局です。

今ご指摘いただきましたように専門部会の中でも計画については、ご協議をいただく予定でございます。

そうしますとかなりのボリュームかとは思いますが、ただ、こちらの引継事項の中に入っている各項目につきましても、その計画の中では何らかの形で目標設定はされていて、それについても、併せて協議いただくことになっておりますので計画を策定する中で個別の引き継ぎ項目についても引続き検討いただくことになるかと思えます。

あとアンケートとおっしゃっていただいたのは、おそらく施設検討部会で昨年度アンケートを実施したそちらの件になりますか。

(委員)

計画策定の際に何らかの調査はされませんか。

(事務局)

今回その計画を策定するにあたっての、個別のアンケートは予定していません。総合福祉計画の中では一度 3 年前に実施しておりますが、3 年おきのアンケート調査は実施の予定はございません。

今回策定する障害福祉計画の対象機関である令和 9 年から令和 11 年というのは令和 6 年から令和 11 年を計画期間とする障害者計画の後半を対象とするものです。アンケートの実施は障害者計画策定の際に行っており、その結果をもとにして策定された計画の下に残りの 3 年間の成果目標、数値指標を定めるのが今回策定する計画です。

資料6をお配りして策定する計画をイメージしていただこうとしたというのはこのためで、こちらの冊子にはアンケート調査の結果は載せておりません。前半の3年間で策定した障害者計画については、実施したアンケートとその結果、分析についても掲載されており、それをもとに令和11年度までの計画の考え方や方向性を示すとともに、令和6年度から令和8年度までの前半に当たる期間の成果目標と数値指標を示しております。分量としては、この5、6倍ぐらいのボリュームの冊子になりますが、今回はその中で示されなかった残りの後半の期間の成果目標と数値指標を策定していくという状況です。

以上です。

(委員)

そうすると計画は何を根拠に作成したらいいのでしょうか。

調査とかがないとすると、何をもとに話を進めていけるのか、何か判断材料はご提示いただけるのでしょうか。

(事務局)

十分にイメージが伝わりにくいところで大変申し訳ございません。

計画の例えば項目ですとか、目標とすべき数値の概要みたいなものというのについては先ほどご説明をさせていただきました、障害者計画の中で方向性というのはもう既に決まっております、それを達成するための具体的な施策、どういった目標数値があつて、その数値はどういうものを採用するのかといった項目がこれから決められる形になりますけども、その項目につきましても、ほとんどのものに関しては国から「基本的な指針」を受け取っているところございますので、その項目をもとに小金井市でどういった数値で規定していくかということをご協議いただく形になります。

例えば、仮に計画相談の事業所数の数を目標数値にすることが必須である、と「基本的な指針」に示されている場合は、その策定の方向性についても、例えば令和7年度末の実績値にこれこれの要素を加味して令和11年度末の目標値を設定すること、と示されておりますので、小金井の中では現状事業所が〇か所あるので、これを令和何年までには〇か所にしていこうという考えでいる、それが妥当なのか、野心的すぎる計画ではないか、最終年度の計画達成にはそれでは足りないのではないかなどご協議をいただくことをイメージしております。

(会長)

委員としては次の令和9年度からの第8期障害福祉計画に向けて何か議論をする上での根拠となるようなアンケート等が必要じゃないかという事です。

(委員)

障害福祉計画を3年ごとで作られています、その計画を推進していったら実際3年間やってどうだったか、次の3年間でどう計画していくか、そんなイメージ

だったので、3年間やってどうだったかというものがあるのかと思っていて、何か調査とかされているのかなと思ったら調査していないとなると何をもとにするのかイメージが付きませんでした。

（事務局）

事務局です。

実績にあたるものが、先ほどご報告をさせていただきました、資料7「進捗状況について」というところで、ここで進捗状況についての評価ができるので、方向性に対してどの程度の達成ができているのかお示しをしたものでございます。

（委員）

ありがとうございます。

（会長）

市としてはこの資料7でお示しした評価も含めて、これをもとに、今年度は第7期の最終年になるので評価をした上で、次の令和9年度、第8期の計画に生かしていくというイメージですね。

他の委員いかがでしょうか。

（委員）

このいただいた資料の評価というのは、市の担当部署の方が部署ごとでの評価をしたということで合ってますでしょうか。

もちろんそれは一つの指標として参考にはなりますが、現場レベルであったり、当事者の方であったり、障がいをお持ちの方々からの評価も欲しいというのが、計画を作る側としては正直な気持ちではあるので、必ずしもやってくれとは言えないですが、作っていただけるとより良いものにはなるかと思います。

（会長）

ありがとうございます。

その当事者の方だったり、サービス事業者の方の評価だったり、この資料として出してくださった評価がありますけど、それぞれの視点で評価はまた違うと思うのでそこをアンケートなり取って、それをもとに、次の計画にして評価をした方がいいのではないかというものでした。

（事務局）

資料6、5ページの下段を見ていただけたらと思います。

5ページに図があってその下段の段落、本計画は小金井幸せプランや小金井保健福祉総合計画に基づく上位四つの柱に基づいて様々な施策を今後3年間に達成していく目標を数値目標として掲げ、施策の推進を図っていきますとあり、一つページをめくっていただきまして、本計画は第6期の計画に係る事業実績および目標達成状況を踏まえ、これまでの目標値を見直した上で、3年度から5年度までを第6期とし、各年度における必要量や目標数値を掲げましたという

記載がございます。計画の位置づけとしては、あるべき姿の方向性や基本的な理念にあたる部分については、上位計画の中でも既に決められているので、そこは動かさないところです。

その計画を決める際には、アンケート調査等を実施して決めたものでございますので、その目標を定めてそれに対して3年間実施をしてきた。

その中で例えば数値目標という形で、相談支援事業所数を令和8年度までに20件に持っていくとしたとしましょう。現状では20件ではなく、15件や、10件、もしくは20件を上回って22件になりましたというような形で目標の数値と現在の状況が数値として対比できる形になっているかと思います。その数値目標を、今までの進捗をもとに、これまでの達成状況を踏まえ、今後の3年間ではどうしていくかという形になりますので、例えば20件を目標としていたところが10件ということであれば、今後の3年間で3件3件4件の20件を目指すのか、しばらく開設が難しいので、1件1件8件とするかと言った形でご協議をいただき、その中で、先ほどおっしゃっていただいた当事者の方のお声であるとか、現場の声は、この協議会において伺えればと思います。

以上でございます。

(会長)

既に定められている目標値があつて、次の第8期の3年間に向けて、目標値については、この協議会の中で、話したものが反映される可能性があるという事ですね。

次の3年間の目標値がそれでいいのかどうか、定めてしまつたらそれをもとに、評価するわけですから、その目標値についてここ検討していくという事です。

他にいかがでしょう。

次に進みます。報告事項(3)「交通手当について」です。

引続き事務局から説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

「事務連絡」と右肩に書いてある小金井市障害者交通手当の申請についてのお知らせという資料をお配りしてございますのでご覧いただければと思います。

令和8年3月に条例を策定し、交通手当の制度は開始しております。この制度は公共交通機関の利用が困難な障がいのある方に対し経済的支援を行うことにより、移動の促進を図ることを目的としております。

同様の目的の制度としてはこれまで福祉タクシー助成事業と、心身障害者自動車ガソリン費助成事業がございましたが、これらの制度は実費に対して支給を行うものであったことから実際にご負担いただいた額を確認するため、利用の都度領収書を保管いただき申請の際に添付いただいていたものです。

利用者の方からは従来の制度について、申請に係る事務の手間や領収書の紛失

リスク、また一部のタクシー配車サービスに見られるような領収書が原則オンラインでしか発行されないなどの点に課題があるというご意見をいただいていたところでした。

市ではこれらの課題を解消するために実費の支給となっている従来の制度を改め、手当として一律対象者の方に支給する形が妥当であると判断いたしまして新たな制度を創設するに至りました。

他方先行する他自治体の運用状況等を伺いましたところ、ほぼ100%に近い方が受領を希望される傾向がどの自治体でも一貫して見られることから、財政支出のバランスを大きく損なうことなく、同時にできる限り多くの方において、これまでの支給額から減額とならないように、また先行する他自治体の支給額と比べて遜色のない金額になるように金額設定を行い身体障害者手帳の体幹機能障害2級以上、下肢機能障害2級以上、視覚障害2級以上、内部障害2級の方、愛の手帳2度以上、および精神障害保健福祉手帳2級以上で市長の認める方については月額2200円、身体障害者手帳の体幹機能障害3級および下肢機能障害3級の方については、1,100円という金額を設定いたしました。

その条例案を令和8年第1回定例会に上程し様々な角度から活発なご議論を賜りました結果、条例案が可決されたため、令和8年度から制度発足させる運びとなりました。

お手元の資料は、既存の利用者の方に新しい制度について周知を行うために差し上げた通知文でございます。

新制度の内容について、今ご説明した内容をまとめてお伝えするものになっておりますので、お読み取りいただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

(会長)

この制度については制度設計の段階で一度、協議をいただいております、支給金額を含め様々な検討やご意見があった中で、制度として発足したというご報告でした。

この点について委員の皆様からご質問なりご意見ありましたらお願いできますでしょうか。

特にないようですので、次に進みます。

(4)「その他」になりますけれども、事務局からありますか。

(事務局)

事務局からは特にございません。

(会長)

では、委員の皆様から全体を通じて何かご質問とかご意見ありますか。

よろしいでしょうか。

オンラインのお2人からは、何かありますか。大丈夫ですか。

次第の8「次回開催日程」についてです。事務局からのご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

回りの開催日時は資料4でお配りいたしましたとおり、7月16日木曜日でございます。

回は専門部会のみ開催し、その後の全体会はございません。また、専門部会開催後は合同部会を開催し、その日協議された内容について各部会の代表にお集まりいただき共有することとなっております。各部会の部会長につきましては回りの専門部会で協議をいただき、決定いただければと存じます。

各専門部会は、部会ごとに別々の部屋で実施をいたします。資料4に記載のとおり社会参加・就労支援部会は、本日と同じく前原暫定A会議室こちらのお部屋でございます。

相談支援部会についてはこちらの建物の2階にございますB会議室で開催させていただきます。

障害者支援施設検討部会は本庁暫定庁舎の第1会議室で開催となります。

相談支援部会、障害者支援施設検討部会に所属される委員につきましては本日の開催場所が変わりますので、今後発表されますそれぞれの所属部会と、開催場所についてご留意いただければと存じます。

開始時間は本日と同じく午後6時からを予定してございます。

事務局からは以上です。

(会長)

何か皆さんの方から最後に確認されたいこととかありますか。

それぞれの専門部会によっては場所が違うので混乱することがあるかもしれませんが、事務局からメールで皆様にご案内が行きますので、ご確認の上お間違えのないようにご参加いただければと思います。

これで終わりにさせていただきたいと思います。引続き、今期どうぞよろしくお願いいたします。